

消費税率引き上げに伴う上下水道料金の変更

令和元年 10 月 1 日より、消費税率が 8 % から 10 % へ変更になります。これに伴い上下水道料金についても、10 月 1 日より消費税率 10 % として計算します。

ただし、令和元年 10 月 1 日前から継続使用している方に限り、10 月検針分に限って「経過措置」として消費税 8 % で計算し、翌 11 月検針分より消費税 10 % が適用となります。

【税率引き上げの経過措置】

		9 月検針日	10 月 1 日	10 月検針日	11 月検針日
継続使用の方	使用期間	← 10 月 1 日以前 →		← 11 月 1 日以後 →	
	期 別	10 月分		11 月分	
	消費税率	8 %		10 %	
10 月 1 日以降に 使用開始した方 (転入された方など)	使用期間	← 10 月 1 日以後 →		← 11 月 1 日以後 →	
	期 別	10 月分		11 月分	
	消費税率	10 %		10 %	

※継続使用者は、10/1～10/31 の間に料金支払いが確定（検針）した場合、経過措置（8 %）の対象となります。

【表 1】水道料金表(税抜き)

口径 mm	基本料金/月	給水量料金/m ³
13	376 円	240 円
20	698 円	
25	1,066 円	
30	2,162 円	
40	4,578 円	
50	17,556 円	
75	53,738 円	

【表 2】下水道料金表(税抜き)

基本料金/月	水量料金/m ³	
200 円	1～20 m ³	212 円
	21～100 m ³	224 円
	100～m ³	238 円

【表 3】上下水道料金への影響額～一般家庭

	上下水道料金（税込み）		
	10 m ³ /月	20 m ³ /月	30 m ³ /月
口径 13mm			
消費税 8 %	5,503 円	10,385 円	15,396 円
消費税 10 %	5,605 円	10,577 円	15,681 円
影響額	102 円	192 円	285 円
口径 20mm			
消費税 8 %	5,850 円	10,732 円	15,743 円
消費税 10 %	5,959 円	10,931 円	16,035 円
影響額	109 円	199 円	292 円

※上記料金は、水道と下水道の基本料金及び水量料金の合算です。